

国際税務 QI/FATCA/CRS 関連情報

台湾投資に関する還付手続の簡素化

2022年10月11日

2022年9月2日、Taiwan Ministry of Finance（以下「台湾財政部」）は、台湾証券市場へ投資を行う Foreign Institutional Investor¹（以下「FINI」）が、台湾源泉の配当、利子等について租税条約に基づく軽減税率を適用し、台湾における源泉徴収税の還付を受ける際の手続を簡素化することをプレスリリースにおいて公表した。これは電子ファイリング環境を整え、FINIの事務負担を軽減することを目的としている。

- 軽減税率の適用について、過去に承認を得ている FINI は、これまで1年以内を有効期間として当局から承認延長が出ていたが、長期間の延長が可能となる。
- 税務当局のシステムで FINI の源泉徴収票に係る情報を取得できる場合は、FINI が租税条約に基づく源泉徴収税の還付申請を行う際、源泉徴収票の原本を提出する必要がなくなった。ただし、還付申請時に源泉徴収票の控えを提出した場合は、審査に要する時間が短縮されるとしている。

1. 租税条約の恩典を受ける方法

FINI が租税条約の恩典を受けるには、主に2つの方法があるが、いずれの場合も手続は簡素化されることとなる。

- ① 過大源泉徴収税額について還付申請を行う
- ② 源泉徴収時に軽減税率が適用されるよう、当局から事前承認を得る

2. 簡素化された手続と概要

おおむね以下に記載の事項により、台湾財政部は審査に要する期間を短縮し、これまで課題となっていた還付手続を改善している。

- Permanent Establishment²(以下「PE」)がない、もしくは PE に帰属する事業所得が無い等の一定の要件を満たす FINI は、自身が台湾源泉所得の受益者であることを示す Declaration Letter（宣誓書）を発行することが可能となった。
- 還付金は、従来の還付小切手の発行に代えて、FINI の台湾内にある銀行口座に直接振り込まれる。

おわりに

比較的難易度が高いとされていた、台湾における還付手続が簡素化されたことは、台湾の証券市場へ投資する日本の投資家にとって朗報といえよう。

デロイト台湾では、これまで税務代理人として、台湾における FINI の還付請求に多数の実績がある。最終受益者へのサポートだけでなく、証券会社が還付手続を行う際のサポート実績もあり、必要な場合には相談いただきたい。

デロイト トーマツ 税理士法人 QI・FATCA・CRS サービスチームにおいては、通常、QI・FATCA 等米国税務関連サービス及び CRS に関するサービスを提供しているが、多くの金融機関にとって、自己分・顧客分いずれの台湾証券市場への投資においても影響を受ける可能性があることから、今回ニュースレターとして配信する。本内容につき、ご関心、ご質問等があれば、ご相談いただきたい。

1 FINI: FINI は、外国機関投資家と認識されることが多いが、法人に限られているわけではなく、台湾国外の法人、個人、及び台湾証券取引所に上場しているオフショア投資ファンドを含む。

2 PE: 事業を行う一定の場所であって企業がその事業の全部又は一部を指す。一般に、事業の管理の場所、支店、事務所、工場、作業場などが含まれる。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

お問い合わせ

米国税務及び QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイトトーマツ税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohatsu.co.jp
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohatsu.co.jp
マネジャー	榎本 純子	junko1.enomoto@tohatsu.co.jp
マネジャー	渡邊 美穂子	mihoko.watanabe@tohatsu.co.jp
マネジャー	高島 憲一	kenichi.takashima@tohatsu.co.jp
所在地	〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング	
Tel	03-6213-3800 (代)	
email	tax.cs@tohatsu.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイトトウシュートーマツリミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”) のひとつまたは複数指します。DTTL (または“Deloitte Global”) ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

